

茨城県最低賃金

令和7年 10月12日から

時間額 **1,074円**

使用者も労働者も
必ずチェック！最低賃金



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

* 年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず
すべての労働者に適用されます。

事業主の皆さまへ 賃金の引上げを支援します。

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

働き方改革推進支援センター

働き方改革推進支援助成金やキャリアアップ助成金など、働き方改革に関連する助成金の相談を社会保険労務士などの専門家が無料で承ります。



働き方改革推進
支援センターHP

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース)

ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成します。

産業雇用安定助成金 (スキルアップ支援コース)

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成します。

人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

早期再就職支援等助成金

雇入れ支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げた場合に助成します。

☑ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

